

平成 25 年 6 月 10 日開会

第 2 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6月10日(月)	
議長開会の挨拶	4
町長提案理由の説明	5
6月11日(火)	
休会	
6月12日(水)	
休会	
6月13日(木)	
一般質問	
・8番議員	21
宅地開発の推進について	
特別支援教育等について	
・13番議員	25
農業振興対策について	
・7番議員	31
クエの養殖試験について	
6月14日(金)	
議案審議	42
発議	57
閉会中の継続調査申出書について	58
議長閉会の挨拶	58

平成 25 年 6 月 10 日 美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支所長・地域振興室長	今津 秀貴
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	礪野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	小坂 進	消防防災課長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教 育 次 長	海司 広幸	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	鶴木 敏夫	教育委員長	原田 村美
監 査 委 員	青木 昭夫		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】2件

報告第5号 平成24年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 平成24年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

【条例議案】2件

議案第52号 美波町有林基金条例を廃止する条例の制定について(条例第26号)

議案第53号 美波町防災会条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第27号)

【補正予算議案】4件

議案第54号 平成25年度 美波町一般会計補正予算(第1号)

議案第55号 平成24年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 平成24年度 美波町水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成24年度 美波町病院事業会計補正予算(第1号)

【発議議案】1件

発議第3号 美波町議会委員会条例の一部改正する条例の制定について

6月10日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成25年第2回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙のおり、ご出席くださいます、ありがとうございます。

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回美波町議会定例会を開会いたします。

(時に 9時00分)

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。3月27日・4月4日・12日・19日・5月20日議会広報特別委員会を開催しました。また、5月26日には町民の方と意見交換会を由岐支所で行いました。

5月10日第22回徳島県町村議会議員研修会がつるぎ町で開催され議員6名が参加しました。

5月17日、防災対策特別委員会を開催し徳島大学の田口氏による地方小規模都市の被災と復興上の課題についての研修会を行いました。

5月20日第3回臨時会が開催されました。5月28日・29日、議長・副議長研修会に議長・副議長が出席しました。

議会運営委員会を6月4日開きました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

9番 岩瀬議員、11番 寺下議員兩名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る6月4日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

10番 議員

議会運営委員長報告を行います。去る6月4日、議会運営委員会を開催いたしました。委員7名の出席のもと、理事者側からは、影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成25年度、美波町議会第2回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果、会期は本日6月10日より6月14日までの5日間に開催することに決定いたしました。

した。なお、今回の議会運営委員会までに提出されている請願につきましては、請願者、徳島市昭和町のさよなら原発徳島実行委員会代表、藤永智子氏、紹介議員は北山議員から伊方原発の再稼働を行わず、エネルギー政策の転換により、脱原発を目指すことを国に求めることに関する請願が提出されております。また陳情書につきましては、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出を求める要望書、米軍機の低空飛行及びオスプレイの配備訓練について中止を求める意見書の提出に関する陳情書、核兵器全面禁止条約の締結に関する陳情書をコピーし、委員又は委員外議員に配布いたしました。一般質問の通告は本日の正午までといたしております。以上、議会運営委員会報告を終わります。

議

長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月14日までの5日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から6月14日までの5日間と決定いたしました。

なお、請願につきましては、先ほど議会運営委員長より委員長報告がありましたが、本日までには受理した請願は、お手元にご配布しました請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

また、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告議案2件、条例議案2件、補正予算議案4件、計8件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町

長 おはようございます。本日、平成25年美波町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、6月4日の議会運営委員会において説明を致しました繰越明許費繰越計算書の報告2件、条例制定並びに条例の一部

改正に関する議案 2 件、平成 25 年度一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案 4 件の計 8 件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、各課・室における事務事業の進捗状況の報告を申し上げます。

初めに、総務企画課関係であります。4 月 1 日付けの人事異動についてご報告をいたします。3 月 31 日をもって 2 名の職員が退職いたしました。合併後は退職者の補充を行わず、職員の削減に取り組んで参りましたが、地方分権が進む中で権限移譲等により事務事業は益々増大する傾向にあることから、昨年度から新規職員の採用を行っており、本年度におきましては一般行政職 2 名・保育士 1 名を新規採用させていただき、本定例会開会前に新採職員の紹介をさせていただいたところでございます。

サテライトオフィス誘致関係でございますが、美波町にサテライトオフィスを開設されたサイファー・テック株式会社、5 月 1 日に美波町へ本社を移転して頂いております。吉田社長の経営理念である「新たな価値創造」から、今後美波町において地域活性化も含めた新たな事業に取り組んで頂けると伺っております。

5 月 26 日には本社移転記念のもち投げが開催され、多くの住民の方々がお祝いにお越し下さいました。また、5 月 30 日には徳島サテライトオフィス視察ツアーが行われ、東京の IT 企業約 10 社の方々が来町され、美波ラボなどを視察して頂いております。現在、新たな IT 企業から進出の意向も伺っており、今後とも積極的に誘致活動を進めて参りたいと考えております。

第 2 次美波町総合計画策定については、当初の予定より完成が遅れておりますが、現在、基本構想の見直し作業と基本計画の策定を同時並行で進めているところであり、今年の 8 月頃を目処に完成できるよう、事務を進めております。

美波町立病院建設事業については、去る 3 月 13 日に坂口議長を始め議員各位にも徳島県知事への要望活動を行って頂き、国の補正予算に伴う医療施設耐震化基金の積み増し分の財政支援を頂けることとなりました。厚くお礼を申し上げます。この財政支援の上限額は 3 億 3 千万円で、既に交付が確定しております地域医療再生臨時特例交付金 6 億 5 千万円と合わせますと 9 億 8 千万円の財源が確保されたこととなります。

また、病院建設検討委員会につきましては、第 4 回目を 3 月

29日に開催し、中間報告で継続審議となっておりました病院の収支試算及び保健センター（仮称）整備方針について審議をして頂きました。これにより美波町立病院整備方針については策定が完了したことから、現在、正式な冊子としてとりまとめ中であります。

なお、保健センター（仮称）整備方針については、後1回の検討委員会の開催を経て策定される予定とされております。

病院建設の設計業務の進捗状況であります。4月3日に病院関係者を中心とした第1回の推進会議を開催し、その後部門会議等を2週間おき程度に開催し、動線等を考慮した部屋の配置などについて検討を行い、6月末を目処に基本設計を完了出来ればと考えております。また、保健センター（仮称）については、今年の8月に基本設計・実施設計を発注出来ればと考えております。

地域公共交通関係では、デマンド型乗合タクシーの実証運行について、運行車両の改造に予想以上の日数を要し、当初の予定より遅れておりますが、6月中旬頃には運行を開始出来る見込みと聞いております。なお、申込みについては、本日現在17名であります。

地域がキャンパス事業については、6月1日・2日の両日、四国大学の学生が薬王寺において過去に公開されていない仏画や古文書などについて、調査・研究を行いました。薬王寺については昨年に引き続き2回目となります。また、今回は新たに弘法寺の法印さんについても、調査を行いました。なお、その成果については、後日、報告会が開催される予定となっております。

この地域がキャンパス事業については、美波町内をキャンパスとして他に徳島文理大学の事業も計画されており、地域の賑わいと新たな地域活性化への取り組みとして期待いたしているところであります。

過疎地域の定住促進を図るため、企業誘致などの雇用の場の確保は重要な課題であり、本町においてもサテライトオフィスの誘致などの取り組みを行っているところであります。こうした中、更に雇用の場を広げるための取り組みとして、この度、徳島県南部総合県民局との協働により、小規模コールセンターの実証実験を美波町において行うこととなりました。

開設場所は旧日和佐高校同窓会館を一部改修して利活用することとしており、期間については、7月上旬から来年の3月31

日までとなっております。開設して頂ける企業は、東京に本社を置き、徳島市内にもコールセンターを開設されております、株式会社テレコメディアであり、オペレーターについては15名程度が予定されております。

この実証実験により、過疎地域での立地の可能性を検証すると共に、美波町における継続的な事業展開も視野に入れながら、取り組んで参りたいと考えております。

次に、税務課関係でございますが、平成24年度の徳島滞納整理機構へ徴収移管してありました6件の実績ですが、移管滞納税額5,260千円の内2,540千円の納付がありました。24年度の収納率は、48.29%となり、前年度の収納率42.06%を上回る結果となりました。

賦課と課税の公平性を確保する観点から、引き続き徴収強化に取り組んで行く必要がありますが、今後共適法に徴収を実施するためには、適切な会計処理を適切に行っておく必要があることから、24年度末においても不納欠損処分を行っております。今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で19件、89,000円、固定資産税で54件、5,543,240円、町民税で34件1,338,984円)、法人町民税で1件50,000円、国民健康保険税で24件、898,300円でございます。

特に固定資産税が高額な金額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人関係の欠損額が6件で4,736千円となっており、欠損額全体の79%を占めております。今回、既に時効の完成している町税については不納欠損処分を行ったわけですが、今後は負担の公平性を確保するために法令等に規定されている強行処分も辞さない覚悟で徴収に望むこととしており、本年度におきましても、徳島滞納整理機構への徴収移管者5名を決定して、移管事務を進めているところでございます。なお、徴収移管者の内訳は、移管継続者3件と新規移管者2件としておりまして、移管滞納税額の総額は4,182,915円でございます。

次に、保健福祉課関係でございますが、子育てにやさしい町づくりとして、本年4月から保育園・幼稚園における第3子以降の保育料・授業料を無料化し、保護者、特に若い世代の方々への経済的支援を実施しております。保育園では、4月現在入園児94名の内28名の園児が、幼稚園では50名の内10名の園児がそれぞれ対象となっております。

また、町内各保育園では、本年6月から未就園児親子を対象

に定期的に保育園を開放し、親子でゆっくり保育園の様子を見学したり、一緒に遊んだりしていただく事としております。

懸案となっております日和佐幼稚園と保育園施設の整備につきましては、本年4月1日付けで日和佐地区幼保施設の整備方針検討委員会設置要綱を制定し、委員15名を選任し、第1回検討委員会を去る5月13日に開催いたしました。今後、委員会では安全安心な幼保施設の整備方針について検討を行い、提言を頂くことといたしております。

平成24年度国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況の速報値でございますが、特定健診の受診者は722人で受診率は41.9%で、受診者のうち88人が特定保健指導の対象となり、うち85人に対し保健指導を行っており、実施率は96.6%でありました。

平成25年度からは第2期特定健診・保健指導が開始され、国から示された特定健診等基本方針に基づき第2期特定健診等実施計画を策定し、事業を進めていくこととしております。なお、第2期計画の最終年度である平成29年度における特定健診実施目標率を60%に、特定保健指導実施目標率を90%といたしております。また、第2期計画では国から、特定保健指導の対象とならない非肥満者の方への対応、血清クレアチン検査の必要性が示されております。本町においては、既に町独自で実施していることから、引き続き健診受診を勧める事により早期発見早期治療に繋げ、保健指導等によりメタボリックシンドローム、糖尿病予備軍の減少に努めたいと考えております。

次に、住民室関係でございますが、由岐支所の2階にありました機能訓練室を4月1日に地域交流支援センターへ移設し、開所いたしております。5月31日までに、延べ232名の住民の方々に利用して頂いております。

次に、産業振興課関係でございますが、農林業関係では、乙姫米の販売促進と、生産者と消費者との交流を目的にJAかいふが中心となって実施している田植え体験については、4月20日に徳島市などの親子連れ45人が参加して実施されました。また、8月下旬には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め、乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

鳥獣被害対策については、国が緊急捕獲等対策基金を設置し、3年を期限として県を通じて市町村単位の実施主体を支援する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策が検討されております。幼獣と成

獣で支援額が違うというような制度が想定されているため、その確認方法や奨励金上乘せのあり方などで、まだまだ検討課題山積ではありますが、獣害軽減に役立つと共に少しでも町の財政負担軽減につながるように、県・協議会・町猟友会とも協議しながら検討して行きたいと考えております。

水産業関係では、水産庁における今年度新規事業の水産多面的機能発揮対策事業については、小松島市 2 団体・阿南市 2 団体・美波町・牟岐町・海陽町 2 団体の 2 市 3 町から合計 8 団体が要望を行っておりますが、その活動組織 8 団体と国との間にあって、様々な事務や交付金の中継役を担う徳島県水産多面的機能発揮対策地域協議会が 5 月 31 日に設立されました。

この事業は、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障が生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取り組みを支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要として、漁業者等が行う国民の生命・財産の保全・地球環境保全・漁村文化の継承等に対して一定の費用を国が支援するために創設されたものですが、事業費の割り当てや具体的な手順を含めて具体的な事務作業はこれからであります。

一方で、多面的機能に位置付けられる活動組織の具体的な取り組みは、それぞれ然るべき時期に実行されてこそ期待される効果が発揮されるものであることから、町としては、地域協議会の場は勿論、その他の機会でも、スムーズな実施が出来るよう配慮を行って参りたいと考えております。

また、漁協の経営悪化や組合員の減少に端を発した漁協合併問題が浮上しつつあり、これとも微妙に関係すると思われる南部総合県民局水産担当が主導する県南水産ブランド確立協議会（仮称）設立の動きがあります。まだ、具体的な報告はできませんが、そのような動きがあることをご承知願えたらと思います。

商工観光関係では、2013 日和佐さくらまつりを去る 3 月 25 日～4 月 10 日の間に行い、城山及び薬王寺の桜を楽しんでいただきました。4 月 7 日には、イベントとして日和佐太鼓・お茶会・お餅の接待などに加え、匠の市工芸展・食の市や中村園太夫座を招いて阿波人形浄瑠璃芝居公演を実施するなど大勢の方々に楽しんでいただいたところでもあります。街中にぎわい施設さくら庵では、日和佐王将会による全日本縁台将棋さくら庵大会が同時開催され、観客を集めておりました。

美波町観光協会が観光資源の調査研究及び開発の一環として昨年から取り組んでいる日和佐川河口部等のカヤックツアーについては、前日の5月11日に四国のみち・千羽海崖を望む道コースのトレッキングツアーと組みあわせて募集を行って12日に実施、11日のトレッキングについては町外から12名、12日のカヤックについては県外2名を含めた24名の参加がありました。

第50回うみがめまつりは、実行委員会などで協議を重ね7月13日に行う事とし、海亀感謝祭・打上花火の外、桜町通りで様々な催し物を計画しております。納涼花火については、第50回の節目ということで、赤松煙火保存会がプロデュースする予定であります。また、第14回ひわさうみがめトライアスロンを7月14日に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えております。

日和佐道路開通記念イベントを機に発足した四国の右下ロードライドは5月23日に、四国の右下ロードライドイベント実行委員会第1回総会が開催され、本年度も、まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海陽町・牟岐町・美波町・阿南市・那賀町を巡るセンチュリーコース163kmと海部郡3町を走るクリスタルコース95kmの2コースが、本年9月8日に開催される事が決定いたしましたので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受け入れ等についての本年度の受入状況、予約状況につきましては、5月15日から17日の大阪市立新巽中学校101名を皮切りに、5月24日から26日に神戸市立雲雀丘中学校96名、6月2日から4日には東大阪市立上小坂中学校200名の修学旅行及び体験学習を受け入れております。

今後は、6月・7月・9月に各1校、10月に2校、11月に4校、12月1校を受け入れる予定となっております。他にも家族・グループ等の体験も随時対応することと致しております。

次に、支所における産業振興関係であります。水産関係では、本町の漁業者をはじめ徳島大学・徳島県水産研究課、ならびに美波町で組織する美波の海の恵み研究会で取り組んでおりますヒジキの養殖試験につきまして、4月に入って急激に海水温が上昇したため、イガイ等が付着し始める前に収穫を行いました。収穫作業は研究会で2名の作業員を臨時的に雇い、4月10日から9日間、実施しました。当初の計画では生重量で5トン、

乾燥重量で 650kg の収量を見込んでおりましたが、由岐産の苗がほとんど伸びず、雑藻の付着も多かったため、生育の良い鳴門産の苗のみを収穫しました。その結果、収穫できたヒジキは乾燥重量で約 140kg にとどまりましたが、昨年よりも品質は良く、種苗ロープ 1mあたりの収量も約 5kg と、大変良好な結果を得ることができました。

また、今回の試験では苗の生産海域によって成長に差があるという結果が判明しましたので、今後は苗の確保手段がより一層、課題になってくると思われます。なお、収穫したヒジキにつきましては現在、研究会で出荷する業者を選定中であります。

また、ヒジキの養殖試験のほかに研究会では、由岐小学校と連携し、磯の生物と触れ合いながら名前や特徴などを調べ、ふるさとの海に親しませる磯観察学習を 5 月 13 日に実施しました。この磯観察学習には、由岐小学校の 6 年生 21 名が参加し、東由岐・由宇の浜でウニやヒトデ、アメフラシなどを捕まえ、捕獲した生物の名前や特徴などを、研究会メンバーや徳島大学の学生等から教わりました。研究会では今後もこのような取り組みを通じて、将来の美波町の水産業を支える人材を育てていきたいと考えております。

次に、商工観光関係でございますが、田井ノ浜海水浴場については、6 月 30 日を海開きとし、8 月 25 日まで開設することとしております。海開きでは水神祭・宝探し・日和佐太鼓・カヌー体験を行う予定で検討しております。なお、田井ノ浜臨時駅の開設期間についてはただいま交渉中であります。

由岐地区お盆恒例のふるさと由岐まつりは、住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、例年どおり 8 月 15 日に開催いたします。今年は徳島で活動されている保育士ヒーローブレイクというキャラクターショーと、テレビ出演も多く知名度のあるマジシャン、からくりどーる、演歌歌手川井聖子さんの 3 組を招くことに決定いたしました。また、地元での新しい試みとして、うちわ踊りと由岐小唄を行う方向で調整中であります。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告申し上げます。県単治山事業の木岐 35 号線路面工事は、3 月末に完了しております。繰越した徳島県林業飛躍基金事業の林道新発谷線開設工事は、切り盛りが終わり擁壁工事にかかるところであり、9 月末の完了予定としております。

橋梁架け替え工事の打越 3 号線 1 号橋、総屋敷 1 号橋は、3 月末に完了しております。繰越した橋梁長寿命化修繕計画の一

の坂橋と府内1号橋は、6月末の完了予定でございます。

県単急傾斜地崩壊対策事業の志和岐天王・奥田幸松宅は、3月末に完了し、繰越した赤松栗作・高原寿夫宅は、4月末に完了しております。繰越した公共下水道事業の寺前排水区函渠整備工事は、土留め工事を実施しているところであり、9月末の完了予定としております。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。はじめに道路関係でございますが、赤松由岐線では、赤松耳瀬の局部改良工事は、8月上旬まで繰越予定で、25年度分は川側の擁壁工事と舗装工事を準備が整えば発注の予定と聞いております。

赤松由岐線久望の道路維持修繕は、8月に発注予定と聞いております。日和佐小野線の恵比須浜字田井から北河内字登りへのバイパスは、ルートの比較検討のための概略設計を5月末に発注したと聞いております。

由岐大西線の阿部での緊急地方道は、繰越した西谷橋付近の第2分割は6月上旬に完了し、改良工事が完了した阿部集落のすぐ手前の第1分割と西谷橋付近の第2分割を併せて、舗装工事を6月下旬に発注する予定と聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘のところは、7月上旬に発注予定と、続きの阿部寄りの用地測量は5月末に完了し、5月末から用地買収に着手したと聞いております。由岐大西線の伊座利での災害防止緊急事業は、伊座利バス停から磯田宅付近で3月末に発注し、9月末の完了予定と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕は、第1分割は5月末に発注し、第2分割は7月に発注、第3分割は8月に発注する予定と聞いております。日和佐牟岐線山河内明丸の第2展望台付近の道路修繕工事は、第2分割、第3分割共に5月末に完了したと聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業の3分割で発注した牟井谷川護岸及び樋門は、3月に完了し、坂路と田の復旧は7月末の完了予定、堤防舗装は8月末に発注予定、奥潟川の一番館裏は、秋以降に発注予定と聞いております。

県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近での、擁壁、法面工事は3月末に完了し、日和佐小学校裏付近については、設計が完了し、用地測量を6月中旬に発注予定と聞いております。

県単砂防事業の南海地震対策緊急事業で行っている津波避難

階段は、12箇所のうち東由岐・恵比須浜は3月末に、日和佐浦は5月末にそれぞれ完了し、木岐東及び木岐本村と阿部寺谷は3月下旬に、志和岐天王西は4月下旬に発注し、それぞれ8月に完了予定と聞いております。また、恵比須浜字田井と奥河内西町は測量設計を4月下旬に発注し、工事未発注箇所についても準備が整えば発注すると聞いております。

山王谷の通常砂防事業は、砂防指定地について現在、国で審査中で、砂防指定の告示ができれば用地買収し、工事発注と聞いております。池ノ内谷の通常砂防事業は、用地測量を5月末に発注したと聞いております。

治山事業の海岸防災林造成事業で実施している南海地震対策の苫越の防潮堤嵩上げ工事の平成24年度分は、3月末に完了し、平成25年度分は秋以降発注予定と聞いております。この事業は今年度で完了予定であります。

次に、港湾関係ございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、繰越した南防波堤改修工事は26年3月の完了予定と聞いております。また、25年度分は、準備が整えば発注すると聞いております。北突堤基部嵩上げ工事は、3月末に完了したと聞いております。大浜防潮堤と港内戎地区の防潮堤の設計及び地質調査は、7月上旬に発注予定と聞いております。港湾維持補修では、野田産業前の防潮堤の開口部門扉を2箇所と、大浜の防潮堤の開口部門扉を1箇所をコンクリートで閉鎖する工事を、6月末に完了予定と聞いております。

次に、地域高規格道路については、阿南安芸自動車道の徳島県区間のうち、唯一事業化されていない美波町から海陽町県境35kmの区間の海部道路について、新規事業化に向けて牟岐町から高知県東洋町野根間23kmで概略ルートや構造などの調査を始めるため、平成25年度国の当初予算で調査区間に格上げされたとの連絡が徳島河川国道事務所からございました。少しでも早い整備区間への格上げを、関係市町村と共に要望して参りたいと考えております。また、日和佐道路の田井高架橋付近の2箇所の緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、繰越して7月末の完了予定と聞いております。

次に、国道関係でございますが、奥河内地区町道弁才天4号線起点の歩道整備工事は、8月末に完了予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、4月11日午後4時42分、美波町久望218番地の菅谷淳子宅敷地内より出火し、火災が発生しました。日和佐第1から第8分団及び海部消防組合が

消火にあたり、裏山に若干の延焼がありましたが、けが人もなく、5時30分過ぎに鎮火いたしました。

第2回目の防災まちづくり懇談会を3月8日に由岐湾内3地区の自主防災会を皮切りに、町内10箇所で開催いたしました。1回目に各地区で頂いたご意見等を再度、時系列に整理し、地図上に示し、避難路・避難場所の再確認を行い、今後の災害対応についてのワークショップを行いました。また、3月19日には、日和佐・由岐両中学校において、宮城教育大学アカペラサークルを招いて、アカペラ・ライブ&トークと題し、東日本大震災の体験談とアカペラを披露していただきました。学生の体験談では、生徒たちは食い入るように話に聞き入り、今後の災害時の参考にしたいと話していました。

また、翌日の3月20日には、由岐公民館において、由岐湾内3地区自主防災会主催で東日本大震災復興応援特別企画、「奏のBlue Bambi」アカペラ・ライブ&トークが開催されました。この企画は、Blue Bambiのメンバーの一人である橋本灯さんが、美波町出身という縁で実現いたしました。このイベントに町内外から約100名が参加し、若々しく透き通ったハーモニーを堪能いたしました。また、メンバーの東日本大震災による被災体験談では、出身地である岩手県山田町や久慈市の被災状況を涙ながらに話して頂き、若者の目から見た震災の様子が大変よく伝わりました。

なお、このアカペラ・ライブ&トークにおいて、参加して頂いた皆さまから、総額25,701円の義援金を頂きました。皆様のご支援・ご協力、本当にありがとうございました。この義援金は去る3月26日、日本赤十字社徳島県支部を通じて、東日本大震災で被災された方々の復興支援等に役立てて頂くこととしております。

旧日和佐高校跡地に整備していた防災ヘリポートの完成式典を、3月27日に関係者多数のご臨席のもと開催いたしました。当日はあいにくの雨天となりましたが、ドクターヘリの離発着訓練及び見学会を行うことが出来、関係者、地元住民の方々など約100名の参加がありました。ヘリポートの完成後、昨日までにドクターヘリの利用が3回ありました。今後は、緊急医療や防災、救難活動の空の基地として活用していくことといたしております。

4月5日には、徳島県内において災害が発生した場合に、被災した市町村のみで十分な対策を講じることができない場合に、

徳島県及び県内各市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するための災害時相互応援協定を締結いたしました。

暴風波浪警報が4月6日13時31分に発令され、同日14時32分には大雨洪水警報も発令されたため、庁内に警戒体制を敷き、監視・被害調査等を行いました。幸いにも、倒木等のほかには人的被害もなく、同日17時19分にすべての警報が解除されました。また、4月13日午前5時33分に、淡路島付近を震源とする地震が発生し、美波町でも震度4を観測しました。庁内に準備体制を敷き、対応に当たりましたが、津波等の発生も、人的被害もありませんでした。

危機管理プロジェクト幹事会を4月24日に開催し、自主防災会活動支援金・地域防災計画・防災会議・個別危機管理マニュアル・防災行政無線整備・動員体制の見直し・職員研修などについて協議を行いました。

恒例の避難まつりが、由岐湾内3地区の自主防災会で4月29日に開催されました。この避難まつりは、住民がお弁当を持って避難場所に避難し、避難場所で遊山を楽しむという企画ですが、今年の避難まつりは3地区ともに炊き出しを実施いたしました。さらに今回は南部総合県民局津波減災部による津波避難の紙芝居や、徳島大学上月研究室の学生さん達によるシャボン玉飛ばしも行って頂き、楽しい訓練となりました。

平成24年度繰越の都市防災総合推進事業で実施している美波町由岐支所避難階段整備工事の入札を3月22日に行い、本田建設が落札額20,084,400円で落札いたしました。なお、請負率は86.55%で、工期は平成25年7月31日までの予定です。また、同じく繰り越し事業の地域防災計画見直し業務の入札を5月9日に開催し、株式会社エイト日本技術開発が3,990千円で落札いたしました。なお、請負率は90.04%で、工期は平成26年2月30日までの予定です。

美波町防災行政無線システム整備工事の請負契約については、5月20日の臨時議会において議決を頂き、請負契約を締結いたしました。この工事の安全を祈願するために、6月4日に日和佐八幡神社において請負業者であります西日本電信電話株式会社徳島支店長・副支店長及び現場代理人等の関係者と、町議会からは坂口議長・寺下副議長・舛田防災対策特別委員長のご臨席を頂き、町からは私と副町長・消防防災課が出席して安全祈願祭を行ったところであります。なお、工事は平成26年3月の完成を目指して進めて参ります。

美波町自主防災会連合会総会及び研修会を、5月15日由岐公民館において開催しました。議事では、平成24年度の活動報告を行い、役員改選では、会長・副会長とも再任が承認され、平成25年度活動計画及び活動支援補助金について事務局より説明を行いました。また、研修会では、日本防災士会徳島県支部の金山さんによる防災出前講座を開催しました。

交通関係安全関係では、春の交通安全キャンペーンとして4月7日に開催された桜街道・夢マラソン会場におきまして、マラソン参加者にチラシとお菓子を配布し、交通安全の啓発を行いました。また、4月11日には、美波町交通安全協会が主催、牟岐警察署との共催により、道の駅ひわさにおいて春の交通安全キャンペーンを実施しました。国道55号線を通行していた運転手の方々に交通安全を呼びかけながら、最中とチラシを配布いたしました。

次に、教育委員会関係であります。昨年度まで、学校給食のパンの納入業者でありました徳島市の玉屋製パンが、3月末をもちまして学校給食パン事業から撤退したため、本年4月から、海陽町の山田宝来堂より、給食パンを納入しております。

社会教育関係では、2013桜街道・夢マラソンを4月7日に開催し、町内外からハーフマラソンに321名、ロードレースに49名、亀さんマラソンに342名、合計で712名の参加があり、盛大に開催することができました。また、5月5日のこどもの日には、うみがめ博物館前広場において、こどもの日特別イベントを開催いたしました。カメ・かめクイズや小亀の体重当てクイズ、かめのぼり作り教室に大勢の家族連れが参加され、楽しいひと時を過ごして頂きました。

以上、「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、報告第2号及び報告第3号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。まず、報告第2号は平成24年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありまして、地方自治法第213条の規定により翌年度に繰越て使用しようとする歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したものであります。

繰越事業全体では18事業で、翌年度繰越額の総額は815,061,750円となっております。繰越事業の内訳は、総務費の

総務管理費では、第 2 次美波町総合計画策定事業で 3,728,800 円、美波町地域情報化基盤整備事業で 2,400 千円、デマンドタクシー運行事業で 5,000 千円、衛生費の保健衛生費では、病院建設事業補助金で 43,600 千円、上水道事業特別会計負担金で 23,900 千円、農林水産業費の農業費では、農林漁業体験施設整備事業で 62,295 千円、林業費では、森林整備加速化・林業飛躍事業で 22,513,300 円、土木費の道路橋梁費では社会資本整備事業の橋梁長寿命化で 3,769 千円、路面性状調査で 7,000 千円、河川費では、県単急傾斜地崩壊対策事業で 3,400 千円、県単砂防事業で 3,957 千円、都市計画費では、公共下水道事業特別会計繰出金で 11,100 千円、美波町都市計画道路及び港湾施設に関する都市計画変更業務で 3,000 千円、都市計画マスタープラン策定業務で 12,000 千円、消防費では、総合的な安全・防災基盤整備事業で 542,379,650 円、津波から命を守る緊急総合対策事業で 3,519 千円、教育費の中学校費では、美波町防災拠点施設再生可能エネルギー導入事業で 36,000 千円、社会教育費では、美波町防災拠点施設再生可能エネルギー導入事業で 25,500 千円でございます。

例年に比べて繰越事業が多くなっておりますが、国の補正予算に対応して 3 月補正で計上した事業も含まれており、出来るだけ早期に完了できるようにしたいと考えております。

報告第 3 号平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、下水道事業費の公共下水道事業で、翌年度繰越額は 48,540 千円でございます。

議案第 52 号及び議案第 53 号の 2 件は、条例の制定と条例の一部改正に関する議案であります。

まず、議案第 52 号美波町有林基金条例を廃止する条例の制定について（条例第 26 号）は、分収育林事業で行った緑のオーナー制度を廃止することに伴う基金条例の廃止でございます。

今年の 3 月に説明させて頂いたように、分収育林事業による緑のオーナー制度については、旧日和佐町において平成 3 年に徳島県林業公社の斡旋により、1 口 30 万円として総口数 50 口で 46 名の方々と 25 年間の契約を結び、その出資金を基金として積み立てておりました。しかし、その後の木材価格の低迷により、その収益が得られる見込みがないことから、今年 2 月に契約者の方々に今後の取り扱いについてアンケートを実施すると共に、説明会を開催いたしました。この度、契約者全員の方々から契約解除について承諾を得ましたので、分収契約を解約し、

出資金を返還するもので、その財源として、事業開始時に出資金を基金として積み立てた 15,000 千円を取り崩すため、基金条例を廃止するものであります。

議案第 53 号美波町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 27 号）は、美波町防災会議委員の委員数を変更するための一部改正であります。

防災会議委員の内、役場部内の職員について上限を 8 名以内から 10 名以内とし、その他町長が必要と認める者として若干名を加えることとした条例の一部改正であります。

次に、議案第 54 号から議案第 57 号までの 4 件は、平成 25 年度一般会計・特別会計・企業会計の補正予算であります。

まず、議案第 54 号平成 25 年度美波町一般会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 172,211 千円を追加し、歳入歳出の総額を 4,784,211 千円といたしております。

補正の主なものは、総務費の財産管理費では分収育林償還金で 15,000 千円、企画費では旧赤松小学校ヘリポート建設事業設計委託料で 5,500 千円、老朽住宅解体費支援事業補助金で 6,600 千円、衛生費の保健衛生総務費では病院会計負担金で 57,000 千円、医療体制整備事業費で病院建設事業補助金として 9,000 千円、清掃総務費では備品購入費で 7,000 千円、負担金補助及び交付金で 12,941 千円、農林水産業費の基本財産造成費では森林評価及び境界測量に係る委託料として 7,206 千円、水産業振興費では水産振興補助金で 3,000 千円、消防費の消防施設費では水道会計負担金で 1,500 千円、災害対策費では防災倉庫購入費で 2,238 千円、総合的な安全・防災基盤整備事業費で避難路整備事業費で 10,800 千円、とくしま 0 作戦緊急対策事業費では避難路などに係る工事請負費で 15,600 千円、教育費の公民館費では木岐公民館及び西河内公民館改修のための工事請負費で 8,800 千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第 55 号平成 25 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3,240 千円を追加し、歳入歳出の総額を 1,234,112 千円といたしております。

補正の主なものは、平成 25 年度において、徳島県市町村国民健康保険財政安定化等支援方針に基づく指定市町村として指定されたことにより、医療費の削減に取り組むための医療費適正化特別対策費として 3,194 千円を追加いたしております。

議案第 56 号平成 25 年度美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、資本的支出に 1,250 千円を追加し、資本的支出の合計を 20,998 千円といたしております。補正は、受水槽の水位計の取替工事費の追加であります。

議案第 57 号平成 25 年度美波町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収入に 57,000 千円を追加し、収益的収入の合計を 1,053,166 千円とし、資本的収入及び支出にそれぞれ 9,000 千円を追加し、資本的収入の合計を 14,391 千円とし、資本的支出の合計を 19,239 千円といたしております。収益的収入では、平成 24 年度の日和佐病院の資金不足分に対して一般会計から 57,000 千円を繰入れ、資本的収入の一般会計出資金と資本的支出の建設改良費に 9,000 千円をそれぞれ追加いたしております。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致します。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（時に 10 時 00 分）

6月13日(木)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は3名です。通告順に発言を許可します。

向山議員の一般質問を許可いたします。

向山議員

8番議員 おはようございます。私からは2点お聞きしたいと思います。第1点目ですが、町長は就任以来、対話の町政を基本姿勢として、産業振興のまちづくりなど4つの重点施策を立て、町政を担ってきました。先般各戸に配布されました美波町の分かりやすい予算書には、それぞれ主な事業が端的に掲載されています。さて、2年前の東日本大震災以降、公共施設場所のあり方、居住地の場所はそれぞれ検討され、今後は公共施設や住宅の建設場所は、津波被害のない高台へと検討がされております。美波町の公共施設の移転については、病院は高台に建設するなど、また日和佐保育所・幼稚園も移転先を検討しており、長期展望に立って、公共施設等の高台移転については推進するものと思いますが、今回は住民の生業や生活の場について質問いたします。

町長の目指す4つの重点施策を推進するにあたって、特に安全安心のまちづくり、持続可能な町づくりを現実化するには、働く場所・住む場所の確保は緊急の課題です。働く場所はサテライトオフィス・コールセンター等の誘致で目に見えておりますが、住む場所の政策は、私には見えてきません。今後過疎地域における、若者の定住の促進、また現状では多くの住宅地が大津波の浸水予測区域となっていることから、大津波の襲来により、町が大打撃を受けることはあきらかであります。住宅移転による減災を考える意味からも、小規模からでも可能な限り、高台における住宅開発を進める必要があると思いますが、どう考えているのかお聞きします。また、今策定中の第2次総合計画には、宅地開発が盛り込まれるのか合わせてお伺いします。

議長 町長

町長 それでは、宅地開発の推進について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、昨年10月31日に、徳島県が南海トラフ巨大地震による最終の津波浸水想定を公表致しております。それによります

と、美波町における浸水予想区域内の世帯数は、日和佐地区においては、地区世帯数の約 60%、また由岐地区においては、地区世帯数の約 97%が、津波浸水予想区域内に入ることになっております。美波町全体では、全世帯 3,500 世帯の約 75%にあたる、2,600 世帯となっております。

このことから、ご質問の若者定住のための用地をはじめ、公共施設用地につきましても、浸水予想区域外に確保することの必要性は感じているところでありまして、3月議会の寺下議員の「若者が暮し続けられる住宅の確保についてどのように考えているのか」との一般質問に対しまして、「美波町の沿岸部の地域は、ほとんどが浸水区域となるため、住宅用地や他の公共施設の移転も含め、高台の整備を昨年から一部検討しているところでございますので、若者定住に向けての住宅整備につきましても、検討を加えていきたいと考えている」との答弁をさせていただいております。

また一方で、国におきましては、東日本大震災を教訓に、集落の高台への集団移転、公共施設の高台移転などが検討され、先般、南海トラフ巨大地震対策特別措置法案が国会に提出されたところであります。

ご質問の件につきましては、今後、事前復興計画の策定とあわせて、場所の選定、財源の確保、まちづくりの視点等、幅広い観点から検討してまいりたいと考えているところであります。

また第2期総合計画における用地の確保につきましては、現在、第2次総合計画を取りまとめ中でございます。宅地開発等のいわゆる固有名詞的なことが載るかどうかっていうのは、まだ分かりませんが、この若者定住ってというのが非常に大事なっていうのは、私共が考えているところでございますので、そういった内容につきましては、総合計画に盛り込みたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長
8 番 議 員

向山議員

今、町長の方から3月議会の答弁について、私にとっては前向きな答弁というふうに受け取りたいと思いますが、何回もそういった生業の場所・住宅地の用地確保についてはですね、非常に緊急の課題であるということをも十分認識されて、対応していただきたいと思っております。

今町内各地では、空き家は増える一方です。しかし、震災以降ですね、そういった低地にですね、町民が家を建てるという

ことは、非常に消極的でございます。また民間不動産会社における宅地開発についても、私の知る限りではそういった行動は見えないところでございます。個人で高台等に用地を構えるということは非常に困難なわざでございますので、これはぜひとも町が主に立って開発・小規模分散型でも結構ですので、進めた方がいいのではないかと考えております。ただですね、分散型になりますと、ライフラインの確保など非常に課題もあると思っておりますけれども、そのあたりは解決していただきたいと思っております。

高台に住宅用地を確保することによって、若者の定住とか、また新規就農者・Uターン・Iターン者の居住地、それから最近スローライフですかね、そういった都会の方がスローライフを求めて、このすばらしい環境の美波町で住む希望者も少なからずあるのではないかと思いますので、そういった観点からもそういった住宅地は早い機会に用意するべきだと、私は思います。町長からは、引続き推進したいというお言葉をいただいたので、この点については、私の質問は終わりたいと思っております。

議 長
8 番 議 員

向山議員

それでは次ぎに、特別支援教育の現状と今後の施策についてお伺いします。特別支援教育というのは障害のある幼児・児童生徒等の自立や社会参加に向けて、自主的な取り組みを支援するという視点にたって、障害のある児童生徒等の一人ひとりの教育にニーズを把握し、その持てる力を掲げ、生活や学習上の困難の改善、または克服するために適切な指導及び必要な支援を行なうもので、その重要性から、平成 19 年には学校教育法に位置付けられております。

美波町では助教員の加配等により、支援の充実を図っていると思っておりますけれども、その現状と対応は十分であるのかお聞きします。また同じく不登校児童生徒の現状と今後の施策についてお聞きします。

議 長
教 育 長

教育長

質問事項の 2 についてお答えさせていただきます。

特別支援教育の目指すところは、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。学級の種別としましては、弱視学級・難聴学級、知的障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障害学級があり、平成 25 年度の美波町立学校におきましては、4 種類の特別支援学級を設置しています。

現在、小学校におきましては 11 人、中学校におきましては、

11人の児童生徒が特別支援学級に在籍しております。学校はそれぞれに学級経営方針を立て、個別には指導計画を立て、担任教諭が指導にあたっております。また、特別支援学級に在籍する児童生徒は、特別支援学級以外に、同学年の通常学級を交流学級とし、障害者ではない児童生徒と共に学習しております。

徳島県では、週に8単位時間を超えて特別支援学級で学習しなければならないとされておりますので、週9単位時間を確保した上で、児童生徒それぞれの事情に合わせて、必要な交流学習を実施しています。

特別支援教育の国の動向としましては、障害者ではない児童生徒と共に学ぶ機会を増やす方向で動いていると聞いております。教育委員会としましては、医学的・心理学的・教育的観点から検討しながら、本人、保護者の希望にも配慮した就学指導に努めて、適切な支援が出来るよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、不登校児童生徒についての検証と今後の施策についてでございますが、不登校児童生徒の現状につきましては、5月末時点で小学生で該当者はなく、中学生では、不登校気味も含めて3人の該当者がございます。内2人はそれぞれに、医療機関におきまして、定期的なカウンセリングを受けたり、受診して状況の改善に努めております。残る1人は、昨年度も同様の状態にあり、医療機関やカウンセラーを利用することなく現在に至っております。

学校としましては、毎日担任が家庭訪問をしてプリント学習を続けたり、スクールカウンセラーのカウンセリングを配慮したり、放課後支援としての居場所づくりに美術活動のできる場を作ったり、家庭の協力を得ることに努力をしていますが、現在のところ、3人とも目にうつる改善には至っておりません。

あいまいな理由で休んだときは、すぐに対応することとして取り組んでいますが、長期化した場合には、本人の登校のきっかけを逃さないように、かかわりながら待つことを心がけて対応にあたっております。

不登校対策としましては、不登校児童生徒を受け入れるために教育委員会が設置できる公的施設として、教育支援センターがございます。学校復帰を目標とした施設で、通った日数は、在籍する学校の出席日数として扱われるということになっておりますが、現在、教育委員会で設置の計画は持っておりません。以上です。

議

8 番 議

長 向山議員

今、教育長から特別支援学級・教育、それから登校児童・生徒への対応について説明を受け、特別支援教育とまた不登校対策についても十分な対応ができておるといふ答弁をいただいたわけですが、特別支援教育というのは障害のある児童・生徒・幼児の今後の人生にですね、いろんな、非常な、大きなこう業務を担った大切な教育であることを今以上に認識していただいて、今後も専門機関に指導もいただきながら、推進をしていっていただきたいと思います。また不登校児童・生徒への対応についてもできておるといふことですが、まずは教育委員会、地教委が不登校にならないような魅力ある学校づくり、一人ひとりの細やかな教育の推進に当たる必要があるのではないかと考えております。また何らかの理由で不登校になった場合は、先ほど教育長がおっしゃられた教育支援センターも必要かと思っておりますが、今のところ考えておらないということですが、今後ですね、そういった施設も必要になる場合もあるかと思っておりますので、今後よく状況を見ながら検討するよう望むし、また阿南にはそういった機関があるとお聞きしております。定住自立圏協定を結んでおるので、そこまで対応できているのかどうか分かりませんが、そういったところでも、少し目を広げて相談なりその協定の中に内容を組み込むなど、必要があるのではないかと考えております。以上で私の質問を終わります。

議

長 以上で向山議員の一般質問は終了いたしました。

続いて、13番舩田議員の一般質問を許可いたします。

舩田議員

1 3 番 議 員

おはようございます。私は農業振興対策について質問をいたします。美波町におきましても、特に山間部では耕作放棄地が拡大をしております。農業従事者の高齢化、また後継者不足、農機具の老朽化、豪雨や土砂崩れによって使えなくなった用水路、買い換えるにも高価な農機具、それに追い討ちをかけるかのように鳥獣害の影響は甚大であります。ある農家の方は、鳥獣害の深刻さにいやけをさし、ある方は年齢と共に体力・気力も衰え、農業を断念したともお聞きしました。TPP問題とも合わせて、これからの農業をとりまく環境は困頓としており、先行き不安であるのは、今頑張っておられる農家の方全てではないでしょうか。地域活性化という観点からも、また風景までも変えてしまう農地の荒廃は、すなわち環境問題でもあるという観

点からも、強力かつ的確な農業振興対策を講じることは非常に重要だと考えます。そこで、この閉塞感すらただよいつつある状況を打開するために、町ではどんな対策を考えているのかをお聞きします。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から舩田議員のご質問についてお答えいたします。耕作放棄地の増加に関しましては、全国的な耕作面積の減少、それと耕地利用率の低下を受けまして、農林水産省が平成24年度からその再生利用活動や施設等補完整備に対して耕作放棄地再生利用交付金を給付するなどの耕作放棄地再生利用緊急対策に取り組んでおります。

徳島県としても平成28年度までに追加して258haという耕作放棄地解消数値目標を設定いたしまして、この問題に意識的に取り組んでいくという姿勢を示しております。平成25年度におきましては、各種啓発活動に取り組むほか、農協、農業生産法人、集落営農組織等により耕作放棄地を受託できる体制整備を通じた営農定着実証展示圃の推進を行う、農業参入を希望する建設業等農業以外の企業や新規就農希望者等とのマッチングなどに取り組むというふうにしております。

美波町におけます耕作放棄地の状況は、求められた調査の精度や基準のあり方も関係致しますが、平成21年度に町全体で33.3haであったものが、平成24年度では49.7haへと大幅に増えており、田と畑を合わせた全面積の8.8%にもなっております。

このように、国・県と歩調をあわせるかのように増加している町内の耕作放棄地ではありますが、集落単位で考えた時、耕作放棄地率が僅かに3.1%という赤松地区から、21.7%にも達する西の地地区まで、その状況や、背景、経過はそれぞれ別々であり、可能な対策についても違ってくるのではないかと感じておるところであります。

後継者不足という問題につきましては、直接的な耕作放棄地対策とは若干趣が異なるわけなんでしょうありますが、農林水産省及び徳島県では、農業従事者の減少と高齢化、その結果として生じる不作付農地増加への対策といたしまして、青年就農者や営農主体となる担い手に農地を集積することを目的とした人・農地プランの作成を推奨をいたしております。

青年就農者に対する支援としては、町予算を経由して既に4名が受給している青年就農給付金（経営開始型）というもので

ございますが、町予算を經由せず県から直接給付される同じ青年就農給付金（準備型）という 2 つの代表例が存在しておりますが、農業法人等に就農希望者を雇用され、実践的な研修を実施する農の雇用事業や、農地の出し手に農地集積協力金、受け手に規模拡大交付金が交付される担い手への農地集積推進事業などもあり、認定農業者が農地を取得し、施設整備をする際の低利借り入れや金利負担軽減措置など、次々と新たな施策が設けられ、或いは旧来の施策や改善されるようになっております。

他方、美波町の農業の状態を 2010 年の農林業センサスの数値で概観いたしますと、農業従事者の平均年齢は県内最高齢になります 71.7 才でありまして、販売のあった 344 経営体のうち、77.6%にあたる 267 経営体が稲作農家でありまして、経営耕地面積が 0.5ha から 1ha の経営体が 53.8%にあたる 185 経営体でありまして、1 経営体当たりの平均経営耕地面積はわずかに 0.80ha という現状があります。そして農産物販売金額 50 万円未満の農家が 57.6%にあたる 198 経営体というのが現状であります。

こういった状況を見ますときに、先祖伝来の農地を守り、これ以上荒らすことなく次世代に渡していききたいという状態の農家が相当数にのぼっていることが数字に現れたものと思ひまして、そのまま何もしていないでいると然るべき農業後継者や担い手を農家が確保するにいたる前に、先ほど議員ご指摘のとおり、高齢の農業従事者がリタイヤせざるを得なくなり、一気に耕作放棄地が増大し、農業集落の荒廃が急速に進む危険性を示しているものと認識しております。

このことから、先ほど少し触れました青年就農給付金、具体的には 45 才未満で就農後最大 5 年間、年間 150 万円の給付を受けられるものでございますが、この制度、その前提となり、取組方の如何では耕作放棄地問題にも好影響が期待できる人・農地プランについて、西河内、大戸・久望、それと恵比須浜田井 3 ブロックにつきまして、早急にそのプランの作成作業を先行しまして、引続きまして県とも連絡調整を図りながら、奥河内・山河内・北河内・赤松・由岐の 5 ブロックで今年度中に作業を進めたいというふうに考えているところであります。

高齢者が離農して耕作放棄地とならないように、高齢者が離農してから考えるのではなく、高齢者が頑張っていて農地を守っている今、集落等で話し合っ、次に農地を守るのは誰かを、あらかじめ決める計画というのが、人・農地プランの趣旨であり

まして、その場につきましては、1ターンによる青年労働力の受入、これ具体的にいいますと緑のふるさと協力隊でありますとか、今現在美波町も実施しております地域おこし協力隊といったものも考えられるわけなんですけれども、そういった取り組みをブロック単位で検討してみる切っ掛けとしても使えるというふうな意味合いで認識しております。議員各位におかれましては、そうした面でもご留意頂きまして、望ましい地域デザインをその当該部を含む住民が考えると、行政となつて一緒に利用者と一緒に考えているということでございますけれども、そういうようなデザインを描かれる機会となるようにご支援ご協力をお願いしたいと思つている次第です。

鳥獣害問題につきましてでございますが、この問題につきましては、去る3月14日の徳島新聞の記事でもわかりますとおり、関係各町共に頭を痛めている問題であります。

あの記事の中では、信州大学農学部竹田謙一准教授が「税収が少ない中山間地域での報奨金の増大は問題である。対策の効果を検証し、防護柵の設置などと合わせた複合策が必要」と語つたとありましたが、美波町に於ける平成23年度の鳥獣被害推定額が7,103千円という結果であつたのに対しまして、この同じ平成23年度の有害鳥獣駆除奨励交付金の決算額は6,490千円に上つております。これは費用対効果という点でいきますと、かろうじて効果が費用を上回つたというふうな状態でありまして、非常に悩ましい結果となっております。

他方、海部郡鳥獣被害対策協議会によりまして、国の鳥獣被害防止総合対策事業による交付金により設置しました鹿や猪の進入防止柵、いわゆる電柵でございますが、その購入費用につきましては、全額国費ではありますけれども約12,000千円が投入されており、この財政の圧迫という観点につきましては、関係する自治体のみならず、国にとつても非常に頭の痛い同様の課題となっているのが現状でございます。

かと言ひまして、有害鳥獣駆除の最前線で頑張つて頂いております猟友会の方々にとっては、危険との隣り合わせの中、人が嫌がる生きものを殺すという行為を農家等に頼まれて、農作物や農地を保護するということに限定したものだけでなく、の議員も指摘されておりました景観の維持であつたり、あるいは毎度の問題になりますけれども、集落や農地の荒廃を少しでも防ぎたいという崇高な使命感を持って日々努力を重ねて頂いております。言い換えれば農山村の持つ多面的価値の持続や

發揮に貴重な役割を果たして頂いておるということでございまして、費用だけをとらえて余り問題にするということとは決して手好ましいことではないというふうに認識しております。

さて、平成 20 年度の鹿・猪・猿の捕獲頭数を平成 24 年度のそれと比較してみますと、鹿につきまして 81 頭から 510 頭の 6.3 倍、猪につきましては 50 頭から 174 頭の 3.48 倍、猿につきましては 33 頭から 132 頭への 4 倍でありまして、報奨金の合計額につきましては、6.77 倍へと、いずれも急増しております。それゆえに課題は大きいということになるわけなんですけども、集中して捕獲が行われた集落につきましては、おかげで鹿が出なくなったなどの声を聞いている一方、全体としては、まだまだ獣害が減ったと言える状況にないのも現実でございます。

幸い今年度から 27 年度までの 3 箇年については、農林水産省により鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業が実施され、一定の交付金が提供されるようになっておりまして、美波町としましても、これに手を挙げて、より一層の駆除・捕獲が進められるように進めている途中でございます。

一方、こういったかたちで駆除や捕獲或いは進入防止等に税金を使うばかりでは都市部の納税者の理解を得ることは容易ではない。駆除・捕獲事業継続をしていくためにも、そうした費用の軽減策を考える必要もございます。

先に紹介しました 3 箇年の緊急対策につきましては、本年 3 月の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が、議員立法により改正されたことがその基礎となっておりますけれども、その基本的な指針におきまして、捕獲鳥獣の食品としての利用等という項目が掲げられ、国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣の処理加工に必要な施設の整備、衛生的な処理技術等の普及、商品開発、販路の確立、消費拡大等への支援等の措置を講ずることとされております。

これを受けた形で、徳島県においては 25 年度事業で昨年実施していたジビエ関係事業をさらに拡充し、農作物等への鳥獣被害の軽減・安心して暮らせる農山村の形成に加え、未利用資源利活用の促進や中山間地域での新たな賑わいの創出といった目標を掲げましてそういった内容に期待した事業展開を模索をはじめているところでございます。

町としても、この流れに乗る形で、ジビエの有効活用による加工品開発事業を県に提案しておりまして、今まで処分されるだけであった肉を少しでも商品化するような方向で検討してい

き、これがいわゆる賑わいの創出であったり、産業の地産産業の創出であったり、そしてその裏返しとしまして、町財政の負担の軽減と言う風なことに繋がると思っておりますが、そういった方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

守り一辺倒の状況から意識を切り替えたこうした取組の蓄積を通じまして、都市との交流、移住促進、豊かな山林の保全、ひいては豊かな農山村の再生への足がかりになればと期待しているところであります。

またに就いたばかりの事業や裏付けの乏しい計画が殆どの内容で申し訳ございませんけれども、以上が現時点での私ができる答弁ということでご理解いただきたいと思っております。

議 長
1 3 番 議 員

舩田議員

説明を聞きました。2点ほど違う質問をいたします。ミシマサイコとかフキノトウとかの水稲に変わる生産物を町としても、こう推奨をしておると思っておりますが、このどういうんですか、この町の本気度いうんですかね、この農産物は、これはいけるぞとか、これはやっぱり農家の方に進めるべきだとかいう本気度をですね、ちょっと述べてください。

それともう1点、罾などの狩猟免許取得の時にですね、補助制度は本年度はどうなっていますでしょうか。

議 長
産 業 振 興 課 長

産業振興課長

再問にお答えします。ミシマサイコ等の推奨でございますが、本気度ということございまして、実はミシマサイコについきまして、ある程度の栽培実績があったという報告を受ける一方ですね、まだ未検証なんですけれども、ほとんど全滅に近い状態になったというふうな話しも聞いておりまして、まだ未検証というところで逆に本気度が疑われるということになるかと思うんですけれども、非常に懸念しているところであります。実際、推奨作物等を提案して行く際にですね、私自身の認識としましては、やはり美波町の気候風土あるいは土・水ですね、そういったものを具体的に調べて、これがいいだろうというふうな取り組みをするのが普通の取り組みであろうと思うんですけれども、ミシマサイコの件に関しましては、いわゆる業界・業者が背後にあって、かなりいい条件で進められたということもあって、十分な取り組み体制を持たないまま進めていったような印象が若干ございまして、その点については反省するべきものがあるんじゃないかというふうに認識しております。一方

ですね、県などでも実は、先ほど言いましたさまざまな取り組みを展開する中で、新たな作物、例えば山菜でありますとか、ミシマサイコとは違う薬草、それとか野草、例えばよもぎなんかもそうなんですけど、そういった導入についても検討が進められておりまして、我々もそういったところに乗っかりながら、少しでもいい作物を選定して進めていけるような努力をしていく必要があるというふうに認識しております。

それともう1つ罌等の免許についてでございますが、これにつきましては前年度と同じように補助金を用意してございまして、それにつきましても近々広報で周知していくと、いうふうな段取りになっておりますので、ご了解いただけますようお願いいたします。

議長 以上で舛田議員の一般質問は終了しました。

続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。

北山議員

7番議員 それでは一般質問をさせていただきます。10日の町長提案理由の説明の中で、「漁業の経営悪化や組合員の減少に端を発した漁業合併問題や、南部総合県民局水産担当主導による、県南水産ブランド確立協議会（仮称）を設立の動きがある。まだ具体的には報告できないが、ご承知おき願いたい」との報告を聞いたとき、私は町当局の水産問題に対する意義込みの一端を垣間見たように感じています。

そこでクエの養殖試験についてお聞きします。町長は平成22年9月議会で志和岐魚貝類蓄養施設で、昨年7月から行っているクエの陸上養殖実験は、昨年導入した平均体長7センチ、平均体重9グラムの200尾余りの種苗が、8月末には平均体長28センチ、平均体重370グラム程度に育っている。この経過は水産関係者のデータと遜色ない内容で、本年度も種苗200尾余りを入れ、養殖実験を継続する。平成24年9月議会では、8月16日朝、クエの閉鎖循環養殖試験を行っている2つの水槽のうち、B槽のクエが全滅しているのを確認、斃死したクエの数は200匹、平均体重は530グラムで、大量死の原因は短時間に酸欠状態に陥った事が原因と考える。今後A槽で生存している約170匹のクエを引続き志和岐漁協に養殖実験を行っていただき、冬には1キログラムを超えるものについて販売を試み、商品価値を確認する。平成25年3月議会では、平成24年12月27日(株)中徳を介して、活魚として3匹販売した。大きい方は2匹で3.4キログラム、キロ当たり4,500円で計15,300円、小さい方は1

匹 1.3 キログラム、キロ当たり 2,700 円で計 3,510 円、合計額 18,810 円を雑入として納入している。ただ買い手は、できれば 3 キログラムサイズをとという感想がありました。今後クエの養殖試験については、志和岐漁協とも協議の上、手放す時期を模索したいと考えている等々、断片的な説明がされていますが、これだけでは陸上クエ養殖試験、当初の養殖経費の削減と成長効率の良い飼育実験を試み、経済性の高い養殖事業の確立を目指すとした目標が達成されたかどうか分かりません。たしか試験期間は平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までであったと思いますが、閉鎖循環システムによる陸上クエ養殖試験について、今までの経過はどうだったのか、現在どのような状況なのか、今後どうするつもりなのか、簡単に説明をお願いします。

議
支

所
長

支所長

北山議員のクエの養殖試験について解答いたします。今までの経過でございますが、北山議員がおっしゃりましたように、経過でございます。それをもう少し詳しく申し上げたいと思います。

近年、クエをはじめとする八丈類の養殖は比較的温暖な西日本各地で実施されております。クエ養殖につきましても、近畿大学が奄美大島や和歌山県白浜町において自然海面養殖を行っているようですが、海水温の変化による給餌効率の低下や、自然災害等の影響を受けるため養殖経費が増大し、リスクが大きいのが現状であり、今後のクエ養殖では陸上養殖の確立が望まれています。

クエの海面養殖期間は、奄美海域で 3 年から 5 年で出荷、1 匹辺り 1 キロから 4 キロ、1 キログラム単価 3,500 円から 4,000 円で取引されているそうでございます。そこで陸上養殖事業成立の可能性調査と放流対象魚種としての価値判断を行うという二つの要素を内包し、志和岐漁協の業務提携先であった(有)シーネットの推奨もあって、クエの陸上養殖試験に着手しました。

具体的には、平成 21 年 7 月から魚介類畜養施設の巡流水槽を用いて、クエの稚魚約 200 匹の閉鎖循環式養殖試験を開始いたしました。当初は志和岐漁協の業務提携先であった(有)シーネットの厚意もあって実施してきましたが、(有)シーネットの社員が退職したのに伴い、その関連業務についても併せて撤退することとなったことから、養殖試験の継続について志和岐漁協と協議し、平成 21 年 11 月からは志和岐漁協に養殖管理を業

務委託し、現在に至っております。

養殖試験の1年目は順調に生育し、当初、体長約7センチ、体重約9グラムだった稚魚が、平成22年7月末時点では体長約28センチ、体重約300グラムにまで成長しました。またこの年、前年度のクエに加えて約200匹の稚魚を追加購入し、養殖尾数を約400匹としました。2年目以降は個体の成長と養殖尾数の増加に伴い、トラブルが相次ぎました。

平成22年9月には、呼吸器系の病気と思われる症状が見られ、平成23年1月には、細菌性と思われる表皮の白濁糜爛・剥離の症状が現れました。対応としましては、その都度、徳島県水産研究課に相談し、適宜、投薬等を行ってまいりました。

また、養殖試験のクエは、定期的に体長及び体重の測定を実施しておりましたが、平成23年6月の定期測定の際、平成21年度から飼育しているクエの水槽で4匹が斃死しました。原因はおそらく測定時に使用する麻酔の影響であると断定し、以後、測定を取り止めることとしました。

さらに、平成23年12月頃、平成21年度から飼育しているクエの数匹が、水面に魚体の半分程度浮かせ、給餌の際も水中に潜れない状態で、食べづらくしていました。腹部に空気が溜まっていると思われたため、注射針で空気を抜きましたが、改善は見られませんでした。そこで、その内の1匹を県水産研究課で検査して頂いたところ、養殖魚が感染する神経壊死症の陽性反応が出ました。この病気の薬は現在、マハタ用のみ市販されており、クエ用のそれは開発されておらず、経過を観察することしかできませんでしたが、その後症状は沈静化してまいりました。

昨年8月には、水中の溶存酸素濃度が低下し、酸欠でクエが大量死しました。特に、平成22年度から飼育しているクエの水槽の酸素濃度が低かったらしく、平成22年度のクエ200匹が全滅しました。平成21年度から飼育している水槽では、5匹が斃死しました。県水産研究課に原因を調査して頂いた結果、体長が大きくなったクエが、高水温による食欲旺盛期に入った際に、溶存酸素を急激に消費して短時間に酸欠状態に陥ったことが原因ではないかと推測されました。

なお、この時に斃死したクエにつきましては、施設内で埋立処分し、斃死を免れた平成21年度のクエ約170匹については、酸欠を引き起こさないよう2つの水槽に分散飼育し、さらに、養殖ヒジキ種苗の越夏試験に使用しているポンプから分水し

て、溶存酸素低下防止措置を施しました。その結果、それ以降は酸欠の症状は見受けられませんでした。

このように、いくつかのトラブルに見舞われながらも、試行錯誤を続けながら、養殖試験を行ってきました。その結果、大きい個体では2キログラム後にまで成長してきました。そこで養殖試験を開始してから3年5ヶ月となる昨年12月末、地元の仲買業者を經由し、活魚状態のクエ3匹を試験販売しました。その結果、大きい方は2匹で3.4キログラム、1キログラム当たり4,500円の計15,300円、小さい方は1匹1.3キログラム、1キログラム当たり2,700円の3,510円で販売することができ、売上金は町に収納いたしました。

現在の状況ならびに今後の予定でございますが、現在、蓄養施設では、1.5キログラムから2キログラム程度にまで成長したクエ約150匹を飼育しております。市場評価としましては、妥当な金額で取引をして頂けることが分かりましたが、冬季の加温にかかるボイラ燃料をはじめ労務費用、さらには成長に伴う給餌量の増加ならびに必要な酸素量の増加等、経費とリスクが今後も存在し続けます。そこで志和岐漁協と協議し、今夏もヒジキ養殖試験で使用しているポンプを利用して、溶存酸素低下防止を図る予定としております。しかし、成長すればするほど市場評価は高まる一方で、リスクの増加、養殖にかかるコストも増大することから、クエの市場価値が高まる今年の冬には、全てを出荷したいと考えておりますが、標識放流による回遊範囲の特定などにも活用可能かなどについて、水産研究課に意見を聞いてみたいとも思っております。以上でございます。

議長
7 番 議員

北山議員

今、支所長より今までの経過について詳しく説明をいただきました。1年目は順調だったが、2年以降トラブルがいろいろあったというような説明と、最初協力していただいたシーネットという業者が途中撤退したということ、それと現在は1.5キロと2キログラムの魚が150匹いるということで、今後の対応として冬に全てを出荷すると、そういうことだったんですかね。それではそれを受けまして、再問をしたいと思います。

今までの経過について、るる詳しく説明を受けたんですが、目的は先ほども私、最初の質問に言いましたように、養殖経費の削減と成長効率の良い飼育実験を試み、経済性の高い養殖事業の確立ということが目的でやられたということで、この年々の対応についての検討、当然されたと思うんですが、そこらに

ついてもうちょっと 1 年目の結果を踏まえて、こういう検討をしたというような検討結果を教えていただけたらと思います。

それと現在まで閉鎖循環システムによる陸上クエ養殖実験、このことについてまとめたものっていうのは、今まで発表はされていないように思うんですが、こういうまとめたものはあるのかどうか、当然やっぱり試験をしていったらその結果っていうのは、ほれを踏まえているんなことに利用していくと、反映していくというのが目的になってくると思うんで、そこらのものは出来ているのかどうか。私はちょっと分からないので教えていただけたらと思います。

それとその毎年のデータ等、当然これも取られておると思うんですが、この資料から判断して、先ほどもいいましたような養殖経費の削減と成長効率のよい飼育実験、経済性の高い養殖事業の確立ということの目的に対して、町はどのように思われているのか、そこらのところを教えていただけたらと思います。

それと今後の対応ということで、冬に出荷をするというような答弁、あるいは対流状況の調査に使えないか、これは 1,000 匹ですか放流された、そのようなことに利用できないかということのことを示しとんかなあと推測をするんですが、この最初の 1,000 匹の放流についても、あれ以後どのような結果になっているのか、あれが果たしてあの当時の目的どうり、対流試験、対流状況の調査というような目的でやられて 1,000 匹の結果はどうなっているのか、そこらのところも教えていただけたらと思います。

そして今後としては、やはりこの目的を検証した上で、目的は達成できたのかどうか、そこらを検証した上で将来はやめるのか、いけるんだったらやるのか、それともこのままどんどんまた続けて、ちゃんと目的を達成するようにするのか、そこらをやっぱり今後の問題としては、考えるのは当然と思うんですが、そこらのところ今後どうするのか、そこらのところを説明していただけたらと思いますんで、よろしくお願いします。

議

長 小休します。

(時に 9 時 57 分)

(小休中)

(時に 9 時 58 分)

議

長 再開します。
産業振興課長

私の方から担当しておりました関係上、答弁をさせていただきます。

まず何点もあったわけなんですけれども、まとめたものの存在ということになりますけれども、現時点では完全にまとめたものはございません。といいますのは、まだ水槽で飼育されている状況でありますし、経費もまだかかっている状況ですので、今年度の処分が終って、それでだいたい集計しなおしできますので、そういう意味で、その段階で整理していくということになって、経費的にどれくらい掛かったのかというようなことがお示しできるといいますか、全体のパッと見て分かるような状態になるということになるかと思うんですけれども、今までかかってきた経過ですね、これ町長の方にもそもそもこれスタートする段階で、だいたい2年ぐらいにこれぐらいの大きさになるっていうふうな話で、それだったらやってみようかということでスタートしたっていう経緯があるわけなんですけれども、思った以上に成長が遅いということが分かってきております。その思った以上に成長が遅いわけですけれども、やはりどの程度までかければ、時間がかかればこれぐらいの大きさになるのか、あるいは出荷サイズになるのかについて検証しておきたいという思いがありまして、若干無理をしながらですけれども、試験をひっばってきているというふうなことでありまして、いわゆる陸上養殖の部分に関してでいいますと、そうやって進められたものが本当にいけるかどうかについての検証をしていくっていう意味合いが強うございまして、議員がご指摘のその確立って言う言葉を再三使われておりますけれども、私達としましては、あくまでも実験ということで言わしていただいておりますので、そういうふうなことが本当にできるのかどうかを検証していきたいと、そういうふうな意味合いでやっておりますので、仕組みを確立するということよりは、それができたら次ぎ、その結果を元にして、例えばこれぐらいの設備投資をすればこれぐらいの規模の新しい事業が成立するのではないかと、そういうふうなものを検討するための基礎資料をつくっている、そういうふうな要素が強うございます。そういう点で確立と言う点でなくて、やっぱり実験であったという点につきましては、ちょっとご確認いただきたいと思っております。先ほど言いましたように、思った以上に時間がかかって成長が遅かったというふうなことがありますので、恐らく今の状況からしますと、話した魚につきましては、もうそのまま終わってしま

って、次からの状態で新しいものを模索する、あるいは研究する・検討するというふうなことになるかと思うんですけども、とりあえずそれでひとつの区切りかなあと言う風に思っております。

あといろいろ放流種苗の1,000匹の話が出てきておるわけですが、ご指摘のとおり先ほど回遊範囲の特定などに用いることを水産研究課などに聞いてみたりと答弁した部分につきましては、それと同じような意味合いでということなんですけれども、これにつきましては、その放流種苗としてした1,000匹の放流、これが試験放流としてひれを抜いてやっておるんですけども、上がってきたという連絡がまだ届いておりません。ということは、生きていますかどうか分からない状態になるわけですね、恐らく上がってくるとしても3年ぐらい先になって、いわゆる出荷サイズに近づいた状態で釣って上がっているとか、網に入って上がってくるということを期待して出してありますので、すぐに放流してここで取れたってようなことは、想定はしてなかった、元々想定してないわけですが、現時点で結果的に全然情報がないということで、本当に生きていますのかどうかも分からないのが実情でございます。であればですね、かなりお金をかけた大きいやつを放流するのはもったいないという考えも実はあるんですけども、実際大きいやつでもし自然界に放流して、生きて回遊するのであれば放流してみても、早い段階でその回遊範囲を確認しめるために使うということもあるのかなあということで、先ほどの答弁の中にもりこんでもらったものでありまして、当然のことですけれども、養殖しかも陸上養殖という中で、人が餌を与えて大きくしてきたものですから、自然界に放して自分で餌を食べて、結構その生きていくかどうか、ほれをちょっと分からんわけですね。ですからそういう意味で研究課、水産研究課の中にも聞いてみてというふうなことで、ちょっとこうはてなマークを頭の中で描きながら答弁させていただいたということで、ご了解いただきたいと思います。

議

長 小休します。

(時に 10時 3分)

(小休中)

(時に 10時 3分)

議

長 再開します。

北山議員

7 番 議 員

今、答弁がありましたことを踏まえて、再々質問をさせていただきたいと思います。私が確立っていう高い養殖事業の確立を目指すということの確立を捉えて話があったというようにも思いますが、この確立っていうんは、私が使っているのではなくて、町の方がほういうことを目指しますよと、ほういうかたちで使われたんで、私が使ったからどうのこうの、いや実験だった、実験であれば最初から実験をすると、ほういうようなかたちで当然出すべきと思うんで、それを私がいったっていうんはちょっと訂正をしていただけたらと思いますんで、よろしくをお願いします。

本体なんですけど、いろいろ実験をして、思った以上に成長が悪かったんだというような、そういうような話がありましたけど、そこらは、これ答弁漏れになるんだと思いますが、年々やはり検討をされて、その時点、その時点でやっぱり実験であれば2年3年を目途にという実験かもわかりませんが、やはり年々検証されて、その結果今後どういう方向で動いて行くと、当然こういうことは検討されるべきと私は思うんですよ。まだ今、水槽に飼ってんで、ほれが終わり次第また資料を作るんだというようなかたちの答弁もありましたが、やはり年々の資料のこう積み重ねによって最終のまとめもできるんで、やはりその時点時点の検討、そこらをやっぱり公表して、今後の方向性っていうんをその都度その都度にやっぱり検討していくべきで、過去になんか一端実験をしたらほれはもう5年間はさしてくれとかいうような、過去にほういう話もありましたが、ほういうようなかたちでほな5年経って、ほなだめだというようなかたちになれば、やはり公のお金を使った費用対効果いったいどうなるんだという問題になると思うんで、やはり年々費用対効果も当然考えて、今後の方向性も検討していくべきと私は思いますんで、また途中の滞留状況の調査について、これも今ぜんぜん報告がないと、生きているものやらどうやら分からん、まあ3年4年後に上がるかも分からない、課長としては飼育したもんなので、自分が餌を見つけて食べるもんでなしに、与えられてやってきたんで、はたして自然界で生存できるかどうか分からないというような、何かこう全てが聞いておって、ほんまにこれって産業振興における実験になるのかなあっていうような、そういう感じがします。他にも過去にすじ青海苔のこともありましたが、あれも何か漠然としない中で、どんどん時間だけが経って、一端やりかけたら5年はやるんだとかいうようなそう

というような話があったり、今他の企業に任せて、その任せた結果もうぜんぜんどうなっているか分からないような状況で、本当に町の何か取り組み方法、あるいは取り組み姿勢、それから取り組みの意欲、ここらが一番問題になっているのではないかなあと思います。再々問なんで最後なんで、今後ほんまにこうこうクエの養殖実験についてはどうしようと考えとんか、もう売ってほんで終わりというようなかたちでほのまま終ってしまうのかどうするのか、お聞かせを願えたらと思います。それと最後になるんで、聞いておきたいと思うんですが、作り育てる漁業、あるいは栽培漁業という言葉がありますが、町はそのことについてどのように考えているのか、今の答弁をずっと聞いてきますと、本当にどういう考えをもって町が取組もうと考えているのか、そこらのところをもう少し町民にも分かりやすく答えていただけたらと思いますんで、よろしく願いいたします。

議
町

長 町長

長 北山委員の再々問の質問ということでございますが、まずですね、町の姿勢でありますとか、町の意欲というようなところを一方で問われているっていうように受けとりましたので、その件につきましては、このクエの養殖につきましてある意味意欲があるといえますか、あるので実験をやらさしていただいたというふに取っていただけたらと思います。初めてやることっていうことは、結果が分かっているわけじゃなくて、どのようにしてやるかかっていういわゆる模索から入りますので、当初2年で出荷販売できるぐらいに育つだろうっていうふうにまあ関係者から言われておりましたけれども、やった結果実際は今年でまあ4年を迎えることになるということで、非常に生育が悪かったっていいですか、生育が大きくなるために鈍化するっていうこともある意味分かったのかなあというふうに思っております。全て今後のための実験というようなことでございますので、そのようなことをご理解をいただけたらというふうに思っております。

それから最後に出ました栽培漁業的なことで、作り育てる漁業をこれからどうするのかっていうことでございますけれども、今までの漁業の中で海陽町にあります種苗センターの方でいわゆるアワビの稚貝を買ってきて、各漁業で放流というようなこともさしていただいたり、それが一部実績があつてということもありますけれども、最近はそれに加えて漁場の環境が非

常に悪化しているっていうのが数年前からあります。漁場の状況も非常に悪いということで、藻場造成もやらさしていただきながらっていうふうにやっております。今後につきましては、そういった取り組みをどのようにしていくかっていうのは、組合さんに負うところが大きいので、いわゆる持っていただくといえますか、そういったところも大きいので、そういったところは今までもそうですけれども、漁業組合の方と相談・協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

最後に今回のクエの養殖、今後どうするかっていうところでございますが、先ほど来、答弁をさしていただきましたように、今年の冬出荷をさしていただいて、その結果、受託をしていただいた志和岐漁業の組合長をはじめ、関係者の方と協議をさしていただいて、そして果たしてこれで今後も続けることが漁業組合、ひいては美波町全体の漁業の進展に寄与するのかどうかっていうところを判断さしていただいて、今年度、次年度どうするかいうようにさしていただこうと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議長
7 番 議員

北山議員

質問でなしに、提言だけで留めたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

今、答弁で町長は実験・試験だからということで、どうなるか分からないというような、そういう言葉でなんかこう終わってしまったような感じがします。やはり実験・試験という言葉でもう終わってしまうのではなくて、やはり町がする事業なんで、年々検証していただいて、果たしてこれが将来に繋がっていくのか、次の年に反映していけるのか、そこらのところは町がきちっとやはりするべき仕事と私は思います。そうでなければ公の公費を使って、費用対効果も考えながらやっていかなければいけない町の事業としては、当然ほういうことを考えてやるべきと私は思います。その中で漁業組合と話をして、今後はやっ行ってくんだというような話し、何かこう聞いていると漁業組合にこうなんかちょっと投げて責任の転嫁のように私は感じるんですが、やはり漁業組合等が相談をしてやるのは結構なんです、現場の人と話をしていただいて、しかしほの結果をちゃんと出すように町としてもそのデータなり実績なりから検証をして、それがほんまに有効にいけるのかどうか、そこらは検討していくべきだと思いますんで、言うまでもありませんが、美波町の水産業というんは、危機的な現在状況であると思いま

す。今後も美波町の産業振興に努力をしていただくということをお願いをいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思いますので、お願いします。

議

長 以上で北山議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(時に 10時15分)

6月14日(金)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 報告第2号、日程第2 報告第3号の繰越計算書についての2件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第2号・第3号2件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (報告第2号の説明をする)

議長 建設課長

建設課長 (報告第3号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

永本議員

5番議員 最後のこの10番の教育費のところですが、消防防災課長にお聞きしたいんですが、美波町防災拠点施設ということですが、日和佐中学校の敷地については浸水高はないのか、それに伴ってまた関連になりますが、お隣の角田缶詰工場、その横の農地がいくらかありますが、そこらの海拔高・浸水高が分かれば後で結構ですから調べいただきたいと思います。

議長 消防防災課長

消防防災課長 分かる範囲で今ご報告させていただきますが、日和佐中学校につきましては、今年の10月に出了た県の最終の浸水高につきましては、中学校は浸水しません。ただし今、町の方でハザードマップを作るための測量等々も行ってます。それにつきまして、今現在作成中でございます。それにつきましては、もしかしたら浸水に入る可能性はあるんですが、今のところ、それは分かりませんが、とりあえず県の浸水予想では浸水はしませんということになっております。一応後、角田缶詰等々につきましては、後でちょっと調べてご報告させていただくのでよろしいでしょうか。以上です。

議長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

報告第 2 号 平成 24 年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 3 号 平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立全員」です。

よって、報告第 2 号・報告第 3 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 52 号美波町有林基金条例を廃止する条例の制定について(条例第 26 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議

(議案第 52 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑ありませんか、質疑を終わります。討論を行います、討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 52 号 美波町有林基金条例を廃止する条例の制定について(条例第 26 号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立全員」です。

よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 53 号美波町防災会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

消防防災課長

消防防災課長
議

(議案第 53 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います、質疑ありませんか。

北山議員

7 番 議員

この議案についての質疑っていうんではないんですが、少し関連してお聞かせを願いたいと思うんですが、提案理由の説明の中で、危機管理プロジェクト幹事会を 4 月の 24 日に開催し、

自主防災会活動支援金いろいろずっとについて協議をしましたと説明があったんですが、この会でどういうことが議論されて、地域防災計画あるいは個別危機管理マニュアルについては、どのように議論をされたのか、ちょっと簡単に説明を願えたらと思うんで、よろしくをお願いします。

議 長 小休します。
(時に 9時20分)
(小休中)
(時に 9時20分)

議 長 再開します。
消防防災課長
消防防災課長 今ちょっと資料がございませんので、後で。
議 長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。
これから、議案第53号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成 11 : 反対 0)
「起立全員」です。
議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号平成25年度美波町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

議 長 総務企画課長
(議案第54号の説明をする)
説明が終わりました。質疑を行います。
永本議員

5 番 議 員 9ページの赤松小学校ヘリポート建設事業設計委託料5,500千円ですが、これについて赤松地区でちょっと意見を聞いてきましたけれども、隣接の民家の方、それから隣接の由緒ある赤松神社の総代会の皆さんもほとんどご承知ないようでございますが、新聞記事によりますと、のちほど後から住民説明会をすることとなっておりますが、これは順序が逆転しておるのではないのか。やはりヘリコプター基地となれば、離着陸に危険を伴いますし、また基地として指定をいたしますと、日和佐高校跡地

のヘリコプター基地にしましても立ち入り禁止になっておりますから、後々その用地がですね、自由に使えないという不便さが出てくると思うんですが、そのあたりについてどのように考えておられるのか町長のお聞きいたしたい。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。赤松小学校の跡地問題につきましては、赤松小学校統合前から相談を重ねてきております。それで赤松地域づくり推進協議会というのがございまして、そちらの方を主体として、跡地の計画ということでご相談をいただいております。それで具体的に町の方がその地域の推進協議会の中へ入ってですね、こういった形がいいかっていうことを検討といいますか、提案も含めましてさせていただいた内容につきまして、平成23年の1月でありますとか、それから平成23年の6月にもおじゃまいたしまして、それから平成23年の11月、それからそういった協議を含めまして、24年の7月には赤松分館の方からですね、町内会でございますけれども、それまでの検討内容についての報告を町長の方にもいただいておりますけれども、その時の内容につきましては、赤松小学校の校舎につきましては、老朽化が激しいということで解体・撤去していただきたいという内容と、解体・撤去した後については、そこへ入る進入口、侵入路が必要なので、そこへ設置を検討してほしい。それから防災関連施設をもし建設するのであれば、その1室については赤松の郷土資料館、花火とか神踊りの施設として利用させて欲しい。それからまゝ花火工場とか移転の計画についても、検討課題に入っておりますけれども、それについてはこの話とは別に進めさせていただけたらということで聞いております。それから今後の進め方については、役場の総務企画課と赤松の地域づくり推進委員会が窓口になって、具体的に計画協議を今後進めていただきたいというような、こういったことを昨年7月26日にご報告いただきました。

こういった中でですね、昨年12月の19日に町としてどういったかたちがいいかということで、またこれもご説明に行きまして、校舎については解体を希望されているということで、解体にするにつきましては、40,000千円程度の費用がかかります。それでその財源を確保するというので、農林水産省の農村漁村活性化プロジェクト交付金というのを活用してはどうだろうかというような内容で提案をさせていただいております。

それでその補助がつきますと、1/2は補助金で賄えるということで、非常に有利な形であろうということでありましたけれども、内容につきましてはやはり昨今の補助事業ということで、利用がどれだけ見込めるかということで、費用対効果といいますかそういった形の資料を提出というようなことが義務付けられておりました、それがなかなか見込めないということで、この事業についてなかなか厳しいではないかということで、そういった中、国の補正がございまして、総務省における過疎地域での交付金事業がございまして、これが定額補助ではございますけれども、上限は80,000千円だったと思うんですけど、それを申請すれば100%交付金でいけるということで、その申請を2月ごろに国の方に上げさせていただきまして、その結果をまっております。ただ全国枠がありましたので、その申請につきましては結局3月に採択ならなかったということで、それでは財源をどうすればいいかという中で、現在全国的にも防災の予算というのは非常に多くあるわけなんですけれども、その中の都市防災の事業の中で、美波町の中で美波町として地域の防災拠点施設的な扱いにして、施設を整備するっていうことであれば、その都市防災の補助事業がつくということで、計画の中で校舎を解体して、そこの残った平地につきましてはヘリポートにするという計画であれば、都市防災の事業が採択になるということで、これもまた国の方に3月には終わりごろに出ささせていただきまして、内諾というかいただきました。それで4月の12日にまたそれを受けて、赤松地域づくり推進協議会の方にお諮りいたしまして、校舎解体とその進入路につきましても補助事業で大丈夫ということで説明させていただきまして、その中では内諾といいますか、をいただきまして、ただ周辺の方々の同意も必要ということで、具他的にヘリが下りるかどうかっていうことも含めまして、検討してまたご説明させていただくというかたちで終わっております。それでヘリの着陸につきましては、現在、徳島県で就航しておりますドクターヘリ、それから防災ヘリでございますけれども、これが降りれるかどうかにつきましては、現在その運行を請負っておりますヒラタ学園さんというところがあるんですけども、そちらの方でこちらから調査をお願いいたしまして、着陸可能かということ調べてもらっております。それにつきましては、5月の末に着陸可能という返事をいただきまして、それで地元の方にはその周辺の方々、約8軒程度かと思うんですけど、周辺の小学校の近隣というか

真下にあるといたしますか、そういった民家の方々にはご説明させていただきまして、そういったヘリポートとして活用することについてのご意見もいただいた中では、協力させていただくというようなご同意も得ております。それで今回6月議会にこの予算を計上させていただきましたのは、その日程的に、その国の交付金を採択を受けた中で、6月議会で設計費だけは組まさせていただきますと、なかなか事業を完了するまでにはなかなか日数がかかりますので、設計費を上げさせていただいて、具体的な設計ができるような形にさせていただいて、その上で地元説明会もまた再度おこなわさせていただきながら、進めさせていただけたらと思っております。ですから町といたしましては、地域づくり推進協議会のご同意と、周辺の方のご同意は得た上で、今回設計費については組まさせていただきますと、近々また町内というか分館ですかね、赤松分館内の方々にもご説明もさせていただく予定とさせていただきますとさせていただきます。

議長 永本議員

5番議員 ヘリポートとして指定を受けますとですね、現状でグラウンドの大きさが25mと40mぐらい、校舎を取り除けて40m40mぐらいいかいなぁというところで、非常に日和佐高校跡地のように端が開けていないという、かなりの危険性を伴うということがあるわけでありまして、それから指定を受けますと、立入禁止というサービスが付いてくるわけですが、後々これグラウンドが全然使えないと、平常的に使えないということになるんですが、これについては町長どない考えられとるかお聞きしたいと思います。

議長 総務企画課長

総務企画課長 失礼します。先ほどちょっとお答えできなかったんですけども、ヘリポートが着陸するところにつきましては、もちろん海部消防さんにもご確認はいただいておりますけれども、常の常時につきましては車の停車、そういったものは可能ということで、立入禁止というような措置にはしなくても良いと伺っております。ですから、そういった内容の旨を掲示しておきまして、ただちに、緊急時においては移動できるような形の使用であれば、常時は車、一時的な使用についてはかまいませんといったような内容で、海部消防さんそれから、運行会社のヒラタ学園さんにもそういった説明を受けておりますので、使用については、常時については車の停車については可能ということで

伺っております。

議 長
5 番 議 員

永本議員

そういうことであればですね、日和佐高校跡地については今、立入禁止の看板が立っておりますが、これについてもそういうふうな利用の方法を考えていただきたいと思います。終わります。

議 長
8 番 議 員

他に質疑ありませんか。
向山議員

予算書 11 ページの農林水産業費、これ 6 月 4 日の議会運営委員会でも概略説明を受けましたけども、基本財産造成費森林評価業務委託料、境界測量業務委託料、これは場所は大越と聞いております。外国資本による売買を懸念してというお話しだったかと思えますけども、この予算計上にあたっての経緯と、ゆくゆくは基本財産を購入するという話しになるんでしょうけども、購入後のそのメリットとかそういうのをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

向山議員の質問にお答えします。まず経緯ということですが、今年の 2 月の時点です。南部総合県民局の林務課長の方から町長に対して、当該土地についてさまざまな有利な支援措置があるので、公有林化を検討していただけないかというふうなことで要請があったというのがそもそものスタートでございます。現地につきましては、先ほども大越という地名がでておりますけれども、大越の方の一番奥の民家からさらに町境の那賀町と町境の方に向かっていく途中に位置しておりまして、県道がずっと町境を越えて那賀町の方へ入っていくわけなんですけれども、その県道ぶちでかなりの分が見ることができます。10 年ほど前から現在の所有者が伐採して、何段階かに伐採していった分については広葉樹林化が進んでいるけれども、最近伐採した分については、切りっぱなしの状態です。再造林がされていない、そういうような状況の機能としましては、水源涵養保安林ということで、美波町にとっては非常に重要な水源林になります。先ほど場想的な説明をしましたが、那賀町と町境に関しましては、ちょっと民有林を挟むんですけれども、広い県営林があるというふうなことで、そういう意味でも県としては町で安定的に保有して、水源涵養保安林の機能を高めてもらいたいと、そういう願望があって、先ほどいいましたような申出があったということなんだろうと思います。やは

り涵養保安林ということで、全国的にも先ほど議員がご指摘がありましたように、中国資本でありますとか、あるいは地球規模の水不足の心配からさまざまな人がさまざまな方法で林地を取得し、へんな開発をしているというふうなことがマスコミでも取りざたされておりますので、わが町の非常に貴重な水源林ということで、そのようなことがないようにしていくということが非常に価値が高いというふうなことで、前向きに検討していきたいというのが基本姿勢であるわけなんですけれども、実際のやっぱり資産価値がぜんぜんないようなところを税金を投入して購入するというについてはやはり無理がございまずので、県の支援措置の中のひとつであります森林評価、それと測量関係の費用ですね、これ一応上限が決まった定額補助があるんですけれども、その定額補助の中でだいたい去年の林業公社の実績からいくといけそうだということで、ほぼ100%の支援得られるであろうという事で今回計上させていただきました、その計上させていただいたのを受けて、県の方に先ほどいいました購入費を含めた助成申請をさせてもらって、それが通ったあかつきには改めて山林の買収費ですね、それを計上させていただいて、承認をいただいているというような、そういうような段階的なプログラムを想定しております。現時点で購入費に付きまして、先方から申出をいただいておりますのが約100ha、98.7haの面積に対して、10,000千円でどうかというのがその当時のやり取りでございまして、先日につきましてもなかなか連絡が繋がらなかったんですけれども、担当の方からその10,000千円についての考えは変わらないということで確認をした上で、今答弁させていただいているわけなんですけれども、一応98.7haについて申請が県の方の支援が認められれば、10,000千円の予算で上げさせていただくというような流れを想定した上で、今予算を要望させていただいているところであります。ただ新しい話としまして、もともとこの話しがあった段階では町に買って欲しいと言うだけの要望であったんですけれども、こちらの方も検討するにも時間がかかりますし、やはり支援措置が十分ない中で町単でというにはなかなか踏ん切りがつかないというところがございまず。また一方水源涵養保安林を伐採して、本来それは当然土地の所有者が植栽義務があるわけなんですけれども、財政的な事情でそれがなかなか叶わないというふうなところで、ある意味責任放棄をしたような要素が若干ございまずので、県の中でも意見がちょっと対立するよう

なことがあって、すぐに直ちに提案する要望していくということにならなかった、それがために今回まで少し時間が空いたというふうな経緯があるんですけども、一応そう言うこともひくくめて進めて行く中で、この間にどうやら別の方と話しをしていると言うふうな話がまいてきております。ですから今回この予算を認めていただいても、仮にもう別々の方と話をしているってということが向こうの方で先に決まってしまうと、これについては不執行になっていくと、県の方についても上げさしていただいているやつが、仮に認められるいうことになったとしても、もうそれが先に決まってしまうということになりますと、取り下げというふうなことを含みながらも予算の要望ということになっておりますので、そのご理解をいただきたいと思います。ちょっとややこしくて申し訳ないんですけど、時間の流れの中で新しい状況が生じているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

北山議員

8 番 議員 先ほど同僚議員が質疑をしました赤松小学校のヘリポートの件なんですけど、私も初めてそこら聞かせていただいて、やはりちょっと違和感を感じます。っていうんは小学校廃校に決定して、後の跡地利用、これはできるだけ地元の方のいろんなご意見、あと使われる地元の方の意見を反映してというような、そういうことがあったと思います。にもかかわらず先ほどの説明では、一応校舎の解体と進入路をするためにヘリポートを造るという予算を使うということで、一応 6 月に設計費を計上して、流れを作った後で説明をするというような、何かそういうような答弁だったんで、やはり地域の跡地利用については、できるだけ地域の同意を得た上で、地域の人々の認識を得た上で進めて行くべきでないかなあと思いますんで、今後の対応についても町の考えがありましたら、また言っていただけたらと思います。

それと次ぎに 11 ページ、11 ページの農林水産業費、水産振興補助金 3,000 千円ですか、これは水産庁の事業で町が立替をするというような、そういうような話だったと思うんですが、この水産庁の事業についての事業の目的っていうんですかね、それとその内容、どういうものなのか、そういうものだから町の費用を立替えたと言うような形になると思うんで、そこらをご説明いただけたらと思います。

それともう1点、14ページの負担金補助及び交付金の子ども会連合会補助金 200 千円ですか、これの内容についてどう言うものに使われるのか、説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長
産業振興課長

産業振興課長

お答えします。北山議員の質問にお答えする前に、先ほどの向山議員の質問で1つ答弁漏れがございまして、補足をさせていただきます。98.7haで10,000千円というところまでは説明したんですけれども、非常に有利な支援と言うだけいいまして、補助率のことだけ言っておりませんでしたので、用地取得費につきましては、7/10、7割の補助がございまして、7,000千円の補助が得られるということをお答えさせていただきます。

北山議員の質問でございますが、目的と内容ということでありましたけれども、まず目的につきましては、この議会の提案説明の中でもちょっと触れさせていただいたと思うんですけれども、この事業は漁業者の高齢化・予想人口の減少等により、水産業・漁村の多面的機能の発揮に支障を生じており、多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取り組みを支援することにより、地域産業の再生・漁村の活性化を図ることが必要として、漁業者等が行う国民の生命・財産の保全、地球環境の保全、漁村文化の継承等に対して一定の費用を国が支援するために創設されたというふうな目的を持っております。蛇足になりますけれども、小松島市・阿南市・美波町・牟岐町・海陽町の2市3町から合計8団体が申請している中の1つが木岐まちづくり協議会の方が申請している内容であるということございまして、具体的な内容としましては、先ほど3つ申し上げた内容のうちの2番目の地球環境の保全と言う項目に関しまして、藻場の保全、海洋汚染の原因となる漂流漂着物・堆積物の処理という部分、それと3番目の漁村文化の継承というところで、教育啓発の場としての提供と漁村の伝統文化・食文化との伝承機会への提供、そういったことについて1つソフト的な事業でありまして、特にその漁村の食文化伝承機会を提供するための簡易な施設の整備というふうなことで、既存の施設の簡易な改修というんについても対象になるということで、事業がノミネートされております。その単純に国の方が決めております単価表を集計しますと、6,000千円を越える額になってくるんですけれども、まだ動いている途中ということで、恐らく額的にも内容的にも変動があるであろうと、それと総額を丸々立

替えるということをしなくても、いちおうこの事業については概算払いの仕組みが入っている。大半のものが精算払いになるんですけれども、今回のものについては概算払いの仕組みが考慮されているというふうなことで、上半期にスムーズに動けるような支援を町の方がしてあげれば、なんとか年間続いた取り組みができるのではないかとというふうなことで、半額になります 3,000 千円を計上させていただいておりまして、事業が終って最終の精算が行われた段階で、町の方にその当該額を戻入していただくというふうなことで考えているものであります。

もう少し細かに内容で馴染みのある言葉でいきますと、例えば藻場の保全とか、あるいは漂流漂着堆積物の処理とかいうようなことでいきますと、いわゆる磯掃除でありますとか、あるいはウニ・ヒトデの除去ですね、有害生物の除去あるいは浜掃除、そういったものがいわゆる支援対象になるというふうなことで、非常にまあありがたい内容になりますし、例えば教育啓発の場の提供ということでもありますし、少し前でも由岐小学校が対象でありましたけれども、磯の観察会ってのを由宇地区でありましたけれども、そういったものも対象になるわけです。それと漁村における食文化等の伝承というふうなことにつきましては、干物作りといったものが対象になるわけなんですけれども、非常にちょっと厳しい制約がありまして、ちょっと細かい話で申し訳ないですが、通知が私の手元に届きましたのが 4 月の 15 日の午後になります。これに手を上げるか手を上げないかについて早急に返事をくれとっていつまでにして指定されたのが 4 月の 19 日というような状態でありまして、正直なところちょっと県の対応が遅かったのかなぁとっているようなところもあるんですけれども、一応こちらの方で資料につきましてコピーをしまして、7 つの漁協、それと木岐・由岐・志和岐・阿部・伊座利の 5 つの地域づくり団体に資料を送りまして、短い時間の中であつたんですけれども検討していただいて、一部の地区につきましては県の方に実現可能性について問い合わせたり、あるいは打診をしたりとすることがあつた中で、最終的に残つたのが木岐の協議会であつたというふうな経過でございます。ちょっと長くなりましたけれども、以上答弁とさせていただきます。

議長
社会教育課長

社会教育課長
失礼いたします。北山議員の子ども会の補助金 200 千円の内容につきまして、お答えをさせていただきます。

子ども会の県外での日帰り研修費用として、200千円の追加をお願いするものでございます。研修先は、兵庫県の西宮市の甲子園にございますキッザニア甲子園ということでございまして、キッザニアとは子ども達がですね、職業体験とか社会体験にチャレンジしまして、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができる体験商業施設でございます。キッザニアでいろんな仕事の役割とかですね、楽しさについて体験することで、新しい発見といいますか、意外性とかおもしろさにきっかけにもなりますし、また子供同士で協力していくことで生きて行く上でのコミュニケーション等々ですね、協調性とかマナーとかですね、自然に身につけることができるといわれております。子ども達の将来について考えてですね、働く事の意味ですとか、仕事の楽しさとかお金の価値など、身につけていただく機会になるものと考えております。以上でございます。

議

長 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。
「討論なし」と認めます。

議案第54号 平成25年度美波町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

「起立多数」です。

議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第55号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第55号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立全員」です。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 10 時 18 分)

(小休中)

(時に 10 時 45 分)

議 長

再開します。

防災防災課長

消防防災課長

先ほどの、永本議員と北山議員の質問について、ご解答させていただきます。まず始めに永本議員の日和佐中学校から北側の浸水深についてでございますが、角田缶詰さんというか川から向こう側、角田缶詰さん、あと畑、北河内駅付近までの畑等々につきましては、先ほど申しました去年の 10 月に発表されました県の浸水想定におきましては、0.3m から深いところで 2m っていう浸水深っていうことで、発表されております。あと町道からこちら側ですね、そちらの方から中学校の方につきましては今のところ浸水はしないというような想定になっております。これはあくまでも想定でございます、地図上のものでございます、大きなスパンでございます、その辺が確定っていうんではございません。今後先ほども申しましたように、町のハザードマップ等作成している中で、その辺も精査させていただければと思っております。

続きまして北山議員の危機管理プロジェクトの件でございますが、まず 1 点目の自主防災会活動支援補助金でございますが、今年度当初予算で補助金承認いただきました、自主防災会への活動支援金につきまして、詳細の内容を精査していただきました。5 月に開催しました自主防災会の総会の方で発表させていただいて、その内容を見ていただき、今その補助金で今させていただいております。

続きまして地域防災計画並びに防災会議につきましてでございますが、先ほどご承認いただきました防災会議につきまして、地域防災計画を今年見直しにあたりまして、まず 3 月補正でいただきました委託料、それで今年度 4 月、5 月に入札を行います業務につきまして内容を精査していただきました。その中で防災会議の委員さんが不足している、またはこういう方を選定したらいいんじゃないかというような内容をいただきましたの

で、今回議案に上げさせていただいた次第でございます。

続きまして、個別危機管理対処マニュアルにつきましてですが、昨年度、町の方で作成しましたマニュアルが完成いたしましたので、それにつきまして、これからの利用の仕方について検討いただきまして、図上訓練を行うことを協議させていただきました。その当時にはですね、6月の下旬を目途に図上訓練を行いたいということにさせていただいてたんですが、町の行事等々ですいません、ちょっとできるようになっておりませんので、秋以降9月以降で早々に図上訓練を行いたいと、今考えております。

続きまして、防災行政無線の整備につきましては、当時仮契約の手続き中ございまして、5月の20日の臨時議会で本契約をさせていただいております。その内容について精査をいただきました。最後になりますが、動員体制見直しにつきましては、去るその前の4月16日に地震が発生いたしました。その対応に付きまして、少々あのう町の対応がまずかったところがございましたので、その辺の動員体制の確認、その点について、徹底することをその場で決めさせていただきました。後、職員研修につきましては、この6月の26・27日に前宮城県の気仙沼の危機管理監、佐藤健一さんをお招きして、職員研修を2回行う予定にいたしております。それと本日広報配布させていただくんですが、それに折込させていただいております町民対象の住民防災シンポジウム、佐藤さんにも出席していただくということで、そういうことの内容につきまして協議をしていただきました。以上です。

議 長 日程第7 議案第56号平成25年度美波町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水 道 課 長 (議案第56号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

小休(4番議員)

議 長 小休します。

(時に 10時54分)

(小休中)

(時に 10 時 55 分)

議長 開会します。
討論は、ありませんか。
これから、議案第 56 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立全員」です。
議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 57 号平成 25 年度美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

日和佐病院事務長

日和佐病院事務長 (議案第 57 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います、質疑ありませんか。
江本議員

2 番 議員 この改良資金で新病院の造成設計委託料なんですが、だいたい広さについて、どれぐらいの規模になるのか、そのところちょっとお願いします。

議長 総務企画課長

総務企画課長 広さについてでございますけれども、約ではございますけれども、10,000 m²を若干超えるということで、開発申請が必要ということで聞いております。以上です。

議長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 57 号 平成 25 年度美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立全員」です。
議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議第 3 号美波町議会委員会条例の一部改正する
条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

新開議員

1 2 番 議 員 (発議第 3 号の説明をする)
議 長 小休してください。(4 番議員)
小休します。

(時に 11 時 04 分)

(小休中)

(時に 11 時 04 分)

議 長 再開します。

1 2 番 議 員 (発議第 3 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

永本議員

5 番 議 員 案の方ですね、委員の選任第 6 条の 2 の常任委員及び議会
運営委員の任期満了による後任者の選任はその任期満了前、20
日以内に行うことができるとなっておりますが、これは 20 日以
内に行わなければならないというふうに解釈しないと、読み替
えないと、行うことが出来るということでは出来るということ
でございますが、できなくてもかんまんという、そういう表現
になるので、できれば変えていただきたいと思えます。

議 長 小休します。

(時に 10 時 07 分)

(小休中)

(時に 10 時 11 分)

議 長 再開します。

ほかに質疑はありませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

発議第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 10 ・ 反対 1)

「起立多数」です。

発議第 3 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 10 寺下議員の議会広報特別委員会委員の辞任を議題

とします。

地方自治法第 117 条の規定によって寺下議員の退場を求めます。

5 月 24 日、寺下議員から議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに賛成の方、起立願います。

(賛成 8 ・ 反対 2)

「賛成多数」です。

寺下議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

小休します。

(時に 11 時 13 分)

(小休中)

(時に 11 時 13 分)

議

長 再開します。

日程第 11 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

小休します。

(時に 11 時 14 分)

(小休中)

(時に 11 時 17 分)

議

長 再開します。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査及び、本定例会で、総務産業建設委員会付託されました請願書の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 25 年第 2 回美波町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 11 時 18 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 25 年 7 月 22 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

岩瀬 公

議会議員

寺下 博子